

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和5年12月18日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和5年12月18日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第205号議案	「質疑・討論・採決」
第206号議案	「質疑・討論・採決」
第207号議案	「質疑・討論・採決」
第208号議案	「質疑・討論・採決」
第209号議案	「質疑・討論・採決」
第210号議案	「質疑・討論・採決」
第222号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口 一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美
書記 高橋加奈

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、12月14日の本会議におきまして本委員会に付託されました第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）から第210号議案 令和5年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）まで及び第222号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第11号）の7議案について審査をします。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 それでは、第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）、歳入の16款1項2目衛生費国庫負担金、15ページです。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 こちらの事業内容は、新型コロナウイルス予防接種による健康被害について認定された方への医療費及び医療手当の給付費に対する国からの負担金です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 人数はどのくらいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今年度認定されている方は、現在2名です。

○丸山隆弘委員長 続けてお願いします。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 続きまして、16款2項3目衛生費国庫補助金、17ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 こちらの事業内容は、新型コロナウイルス接種体制の確保に係る費用に対する国からの補助金です。今回は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等の調整により増額となった分について補正しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております歳出のほうで質問をさせていただきます。

2款1項9目企画費です。ふるさと納税推進事業になりまして、29ページになります。

1点、どのような内容なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 今回の補正の内容でございますが、ふるさと納税による寄附額の増加が見込まれるため、関係する返礼品に関する報償費、寄附証明書発送に係る郵便料及びポータルサイトで支払う委託料の増額補正でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

資料をつけていただき読ませてもらったん

ですけど、そこには世界ラリーのWRCのチケットの寄附額が増加したという書き込みとかもあったものですから、この227万円もの返礼品とかというのが、ちょっと自分の中ではラリーのこのチケット返礼品寄附額についての予算額かなと感じたのですが、そういうものなのか、いや、そうじゃないよというものなのか、もうちょっと具体的な報償費について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 令和5年度当初予算で寄附金額として歳入で見込んでおいたものが、寄附金額3千万円を見込んでおりました。その中には、WRCのラリーのチケットの返礼品は考えておりませんので、今年度になりましてラリージャパンのチケットを返礼品として新たに追加しました。そうしましたところ、寄附金額がラリーチケットの関係で返礼品が多く出まして、その分、寄附金額が増えましたので、今年度の見込み額が当初よりも増えるということで、それに対する報償費などの額を増額させていただくものになっています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、そういう経緯で、これが出たと理解すると、では主にこの事業費227万円余の予算というのは、そういった形でラリージャパンに関わる寄附金額の増加に寄与するものに予算計上という理解でよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 ラリージャパンのチケットの増加を含め、それ以外にも、例えば6月の災害支援の寄附が増えただとか、ふるさと納税という制度がやはり全国的にも周知されてきたために、これまでよりも寄附金額が増えてきているという、そんな状況を踏まえまして増額の補正をさせていただくというものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ラリーも入っているけど、災害の寄附とか、そういったものも入っているという理解をいたしました。

そういう中で、例えば、この予算の中で、ほかの千円とか2千円とかの少額な商品とかもそろえるような事業とか、あとは蒲郡だと、おせちとか、そういったのが人気があるそうなんですけど、そういったふるさと納税をどんどんやってもらおうという工夫とか、商品の研究開発じゃないけど掘り起こしてみたいな、そういった事業の内容ということでよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 商品ではなくて、ふるさと返礼品でございますが、おせちも含めて既に新城市の場合、返礼品のほうはそろえております。それ以外のその他の返礼品につきまして、新たなものを追加していくという方向でこれまでも取り組んでまいりましたし、今後も新しい新城市の返礼品として、順次、追加できるものは追加させていただきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳出2款1項9目企画費、ふるさと納税推進事業29ページ。どのような内容かは今伺ったものですから、再質疑のほうからお願いします。

増加見込みがあると先ほどの話が出ていましたが、全国的に周知するための事業だと思うのですが、全国的に周知されるということをお願いしていたんですが、今朝インターネットでちょっと調べたんですけど、新城は、歴史とか、自然とか、たくさんものがあるのにかかわらず、JTBのふるさと納税のホームページには載っていないんですね。せっかく新城を生かしていくということで全国的に

周知されるようなら、こういうことも考えておられるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 JTBのふるさと納税サイトのほうに新城市のほうはまだ載せておりません。今現在、新城市では、そうしたふるさと納税のポータルサイトと言われるものを2つ契約をしております、「ふるさとチョイス」というところと、あと、「さとふる」というところ、この2つでございます。

今後、そのサイトをもっと増やしていくと、当然、費用がかかる話になりますので、その辺りは費用も考えながらサイトの追加なども考えられれば、今後予定をしていきたいなと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 費用がかかると言いますが、もともとふるさと納税を推進するための費用ですから、設楽町は御存じの蓬莱泉が大吟醸2本で3万5千円、シクラメン4号鉢が2個で1万円とか、くるみだれ五平餅、トマト、みねはるか5キログラム1万円とかがあるのですが、新城市は同じようにあるものですから、この辺もせつかくなら考えてほしいんですが、そのためのいろいろな計画なんかは立てておられるのでしょうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉浦企画調整課長。

○杉浦達也企画調整課長 この10月から、国のほうで地場産品基準の見直しがされております。その国の基準に沿うような返礼品、新城市にも多くのものがございます。ミネアサヒにしてもしかり、先ほど言われた歴史・文化など体験をするようなもの、あと新城市には幾つかの観光施設もございまして、そうしたところも返礼品として新城市をPRできる返礼品になり得るものは、今後、これまでに引き続き発掘と言いますか、調べて、返礼品の対象にできるものはどんどんしていきたい

など考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 どんどん、ふるさと納税に力も入れていただきたいものですから、設楽町では御存じのように一日町長プランですか、そういう企画をやっているものですから、お金も使わずにそういう企画ができるなら、やはり先ほど言ったように費用がかかるという話だったのですが、費用のかからない部分についても、今後、新城市一日市長プランとか、今後考えていただきたいとお願ひしたいところでは。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、3款1項3目障害者福祉費、補装具給付事業になります。39ページで2点あります。

1点目、補装具給付費の増額とありますが、どのような事業内容なのか伺います。

2点目、増額となった主な理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 それでは、補装具給付費について2点質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1番の補装具給付費の増額の事業内容なのですが、事業の内容につきましては、職業、その他日常生活の効率の向上を図るため、身体障がい者、身体障がい児及び難病患者等の失われた身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される補装具の費用を助成するものです。

2番の増額となった主な理由ですが、高額な補装具である座位保持装置、車椅子等の申請が増加したためです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

大事な給付費の事業内容かなと感じておりますが、資料要求も含めて、いろいろ見せていただいたのですが、やっぱり座位保持の装置が高いんだなというようなところも含めて、やっぱり特殊なものになるので、それぞれこれはオーダーメイドというような形になるのかというのがちょっと1点お聞きしたいのと、あと、全体的に何件あったのかというのをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 補装具の大体の金額というところで、やはり身体の状態に合わせて、車椅子だとか、そういうものはメーカーのほうで、ある程度、状態に合わせて、オーダーメイドに近いような形になりますので、高いものですと、車椅子が今現在、出ているものでリクライニングとカテーテル等もついた、揺籠みたいな、ストレッチャーに近いような状態になるようなものが160万円ぐらいのものもあります。なので、一般的な車椅子と思うと、やっぱりかなり高いものも出るということで、そういうものはオーダーメイドに近いと思っております。

全体的な件数というのが今手元に数字がないので申し訳ないんですが、資料要求で出しました中に上半期に出した主なものというところで、座位保持装置、車椅子、あと義肢、それから装具、補聴器、これらを合わせますと32件ということで、なので40件以上は出ているということをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。本当にいろいろな特殊な装具になるということで、やっ

ぱり1点1点が高いんじゃないかなということと理解させてもらいました。

あと、こちらのほうがもし分かったらいいんですけど、年代別というか、子どもが多いのか、お年寄りが多いのか、それとも全体に満遍なく申請する方がいるのか、年代が分かったら教えていただきたいのと、あと、そういった方への補助事業になりますので、周知というのはどういった形でやられているのか、その2点教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 まず年代のほうでございますが、今、私のほうで資料が手元にはございませんので、障がい児と障がい者の方の区別も一覧になっているものしかなくて数字の方が出せなくて申し訳ないんですが、周知というほうでございまして、どちらかというと、もちろんホームページ等で周知もしておりますが、障がいを負った方が病院等で理学療法士だとか技師の専門職の方と相談しながらつくられるということで、こちらのほうの広報よりも、そういう補装具の会社の方だとか、リハビリの先生のほうから、こういう補装具の申請ができるよということで、こちらのほうに申請に見える方が多いと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 3款1項1目社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業、39ページです。

過年度分事業費の確定精算に伴う国庫支出金の返還金とのことだが、全ての生活困窮家庭に対応できたか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 令和4年度におきましては、生活の困り事や不安を抱えている49世帯の方が新たに自立相談支援事業を利用され、前年度までに継続して相談している世帯と合わせると、394世帯の方に対し、その世帯に

応じ支援員が相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援をしました。この事業によりまして、多くの方が生活保護に至らずに自立した生活を送ることができているというように認識しております。

また、ホームページでの情報発信や、市内商業施設にて2回、チラシとポケットティッシュを配布し、この事業の周知にも努めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております4款1項5目予防費の予防接種事業になります。55ページです。

1点目、298万円の内容を伺います。

2点目、予防接種健康被害給付金の増額とありますが、どのような内容か伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 2点質疑いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目の298万円の内容は、令和4年度感染症予防事業費等国庫負担金の実績確定に伴う返還金162万5千円と、国から新型コロナワクチン接種による健康被害の認定を受けた方への医療費及び医療手当を給付するための予防接種健康被害給付金135万5千円です。

2点目の予防接種健康被害給付金は、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の申請により、国の審査の結果、新たに健康被害の認定を受けた方に対する給付に要する費用です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まず、コロナの健康被害の認定ということで135万円ということで答弁があったと思います。こちらのほうが何名なのか、先ほどカーランド委員の話で2名なのかと、こっちは予測しましたが、そこら辺の人数を教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 認定を受けている方は2名です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この2名というのは、コロナの接種をした後に副作用があって、健康被害を国に訴えて、国が認定をしたという流れかなと思うのですが、主にどういった症状だとか、そういったものを言える範囲でいいんですが、どういった治療というか、そういったものが必要になっているのか、状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 認定の内容や治療状況につきましては、個人情報となりますので控えさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

例えば2名の方は認定されたということなので、今後ずっと症状が治まるまでは、こういった補助対象として治療の金額が下りていくというような感じなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 1名の方は申請時点で治療を終えられていましたので、その時点までの給付となります。もう1名の方は現在も治療中でありますので、国の認定期間が疾患が治癒するまでとされておりまして、主治医から治癒と認められ治療が終了するまで、医療費と医療手当の支給が行われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、4款2項3目クリーンセンター費、クリーンセンター整備事業、63ページ。

監視カメラの耐用年数と機能と内容は。

2、1号炉誘引通風機制御盤修繕の内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 クリーンセンターについて2点質疑いただきましたので、順次お答えいたします。

1点目、監視カメラの耐用年数と機能と内容はということですが、耐用年数につきましてはメーカーに確認したところ、使用する環境によっても変わりますが、おおむね5年から7年ということです。

機能につきましては、伝送ケーブルを既設流用としたため、アナログのカメラとなりますが、ゴミ処理施設内に設置するため、温度、湿度、防じん等の耐性に優れ、高解像度、高感度の機種とする予定でございます。

また、内容につきましては、補正予算の概要に記載させていただいたとおり、1号炉、2号炉の焼却炉の炉内監視に各1台、ボイラードラムの水位計監視に各1台、ゴミホッパーの監視に各1台、煙突の監視に1台、それからプラットフォームの監視に1台、ゴミピットの監視に1台、灰安定化装置監視に1台、灰ピットの監視に1台と中央制御室の監視モニター6台、灰ピットの監視モニター1台で、計、監視カメラ11台とモニター7台の更新となります。

2点目、1号炉誘引通風機の制御盤の修繕の内容でございますが、誘引通風機は焼却により発生する廃ガスを無害化した後、煙突から安全に排出するための通風設備で、故障や事故防止のため、熱電対という温度測定セン

サーで駆動装置内の油温を計り、80度程度まで油温が上がると自動的に停止する仕組みとなっています。今回、この誘引通風機の制御盤内の機器に不具合が発生し、油温の計測ができず、定期的に現場で油温の確認を行っているため、施設の運転管理及び維持管理業務に支障を来しております。

修繕内容といたしましては、制御盤内の回転数の調節計、温度設定器及び周波数変換器等の主要部品の取替えと、あと熱電対の交換となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願いします。

6款1項4目の農業振興施設費、学童農園山びこの丘管理事業であります。資料69ページ。

1点目、取水ポンプ取替え修繕に至った経緯。

2点目、その工事の概要について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 1点目の取水ポンプの取替え修繕に至った経緯でございますけれども、この取水ポンプは2台とも平成24年に設置したもので、経年劣化によりまして、1台のポンプが故障したということでございます。

もう1台のポンプも設置時期が同じということでもありますので、いつ故障してもおかしくないということから、2台とも取水ポンプ

を取り替えることとしております。

それから2点目でございます。工事請負費の詳細についてですけれども、水中ポンプ2台の取替え、それから配管の修繕が主なものになります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします、再質疑で。

まず故障の内容であります、こういったもので故障されているか。今、水中ポンプということであったので、そのものについて1台がどういうことだったのかということでお伺いします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 水中ポンプが2台ございます。今言った故障したポンプのほうの原因としましては、もう完全に劣化によって水を吸い上げなくなったということでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、ここは指定管理になっております。指定管理は、指定管理の条例の中で11条であります、通常、年度末に報告書をいただくとなっているわけですが、その中で、そういったことが記載されていたのかどうかをまずお伺いします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 この取水ポンプの故障時期でございますが、すみません、細かくつかんでおりませんが、大体10月ぐらいに故障したというところがございます。そういったことですので、年度末の時点ではまだ順調に動いておったというものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 10月だったので年度末に分からなかったということでないかということでもあります。

そこで、当然こういう機械類については定期点検というのがされているのかなと思いますが、その点はどうなっているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 山びこの丘の指定管理者の方が毎日、主には機械が全てやってくれるわけですが、日々のそういったメンテナンス、機械の巡回等を行っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 このポンプは2台をもって取水をして、配管を通じてどこに給水をされているのか。例えば貯水タンクがあって、そこに水をためて、それを使って例えばトイレに使うだとか、そういう形の流れになっているのか、その点について、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 山びこの丘の東部分に小沢川という川がございます。そこから水を川から取っているということなんですけど、そこから山びこの丘の敷地内に、今言われた貯水タンク、大きなタンクに一旦ため込みます。そこで塩素等を入れたりなんかして、施設全体に水を供給しているという状況でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ポンプは2台とも交換をされるということなのですが、配管を替えるということですが、配管設備はタンクまでのものなのか、タンクから各水栓までの関係のところなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今回取り替えます水中ポンプから吸い出しをしております配管、ポンプに近い部分での修繕ということになります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 最後にお伺いします

指定管理でありますので報告書はいただいておりますよということですが、次の12条には定期的に所有者である新城市が確認をして調査をするとなつていますが、そういったものについて調査をされて今まで来たのか。来ていれば経年劣化というものも分かるだろうし、水中ポンプが2台入っていれば、1台を一度上げて、中のパルセーターという水を吸う部屋があるんですが、その掃除をするということであればもう少しもったのかなと理解しますが、そういう調査は市自らはしていなかったということなんですか。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 市としましては、山びこの丘は御存じのとおり、かなり広大な面積になっております。見える部分につきましては、我々も打合せ等がありますので、足を運んだときに、そういった声とかは伺って、その場で確認できればしてくるといふものでございますが、今回の水中ポンプにつきましては、一旦水を川から吸い込みましてタンクへ1回落とすのですが、見た目が見た目が、そのポンプ自体がもう中に入っちゃっていますので、なかなか外から様子は確認ができないということで、今回、指定管理者のほうから水が上がってこないよ、というところで故障が分かったというものでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、6款の質疑をさせていただきます。

6款1項3目農業振興費、粗飼料費価格高騰対策支援事業になります。69ページです。

1点目、1,603万5千円はどのような内容か伺います。

2点目、畜産農家の状況を伺います。

3、周知と手続方法について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 3点、御質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目でございます。1,603万5千円の内容につきましては、各畜種ごとの半年分の給与量と輸入粗飼料の高騰分相当額から影響額を算定しまして、その4分の1相当額を支援金単価として、それぞれの飼養頭数を乗じて算出しております。

乳牛につきましては単価1万9千円の363頭、689万7千円、繁殖牛につきましては単価8千円、732頭で585万6千円、肥育牛につきましては単価2千円、1,581頭で316万2千円、ヤギにつきましては単価3千円の40頭で12万円、以上の合計で1,603万5千円となります。

続きまして、2点目、畜産農家の状況につきましては、飼料などの生産資機材の高止まり、和牛枝肉価格の下落と子牛販売価格の下落、燃料費・光熱費の上昇などが続いております。畜産経営のダメージの蓄積というのが懸念されております。

輸入乾牧草につきましては、円安に牧草主産地の米国産が干ばつによる不作、米国内での需要増が重なっておりまして、高騰前に比べて依然として平均で5割ぐらい高い状況でございます。

和牛枝肉価格につきましては、物価高騰による生活防衛意識の高まりから消費が低迷して、値下がりが続いております。

この枝肉価格の低迷と生産コストの上昇か

ら肥育農家の子牛導入意欲は鈍り、子牛販売価格が下落するなど、酪農・畜産農家の厳しい経営状況が続いております。

3点目、周知と手続方法でございますが、市のホームページと広報ほのかへ掲載し、愛知東農協の部会を通じての周知を予定しております。

手続につきましては、令和6年3月末までに本年度の家畜伝染病に基づく定期報告書の写し、畜産物の販売額が50万円以上あることが分かる書類、対象期間中に輸入乾牧草を購入していることが分かる書類、振込先の口座情報が記載されている通帳の写しを添付していただきまして、交付申請書兼請求書を農業課に御提出いただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況のほうは分かりました。大変な状況だと感じます。5割も米国の干ばつ等で餌が高くなっている、また日本では光熱費も高止まりでというところで、本当にダブルパンチ、トリプルパンチで畜産農家の方々には本当に大変な状況じゃないかなと今の報告も聞いて思いましたが、資料要求のほうもさせてもらって、市内の牛等の状況で2,716頭あるのかなというように感じますが、それでいいのかどうか、また、市内の2,700頭いる、この頭数がこれらの支援に対象という理解でいいのか、まず伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 この頭数につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、対象期間中というのが今年度ですね、家畜伝染予防法第12条第4項第1項によりまして定期報告されている頭数でございますので、その頭数を対象とさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、牛とかが食べる餌なんですけど、や

っぱりほとんど私も調べたりすると外国産が多いと聞くんですが、やっぱり国産とか、そういったものはほとんど流通がなくて、今、答弁でもあったんですけど、そういった外国産のものが干ばつとかで5割もぐっと高くなっちゃってというところが、非常に餌の状況の自給率の低さも含めてあるという認識でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 国におきましては、この対策として国内産の粗飼料の栽培を増やそうということで予算を立てております。やはり北海道とか鹿児島とか畜産経営が盛んなところは、そういったところで国内産を生産しているわけですが、本県愛知県は生産が少ないというところで、やはり輸入の乾牧草に頼らざるを得ないという状況がまだ続いております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういう状況なんだなということで、よく分かりました。そういうことで今回は牛の数で積算するというところで、特に飼料の量で決まるんじゃないよというところで理解ができましたので、了解いたしました。

あと1点だけ、周知についてはこのホームページとか、JAを含めての周知で、取りこぼしなく関わる畜産農家の方が利用する方はできるよという周知の状況が完璧にできるというような理解でいいのか、1点教えていただきたいのと、あとヤギについてなんですけど、ヤギは食用だとか、草取り用でレンタルであるとか、あとペットだとかという区分けが非常に難しいところがあるかなと思うんですが、そこら辺の適用するヤギのものの認識というか、理解というのはどういうふうにしたらいいのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 すみません、まずヤギからですが、ヤギにつきましては、市内、生

業とされている方が見えまして、生産された乳をペット用のミルクとして販売されていたり、最近、新城の家畜市場でヤギの市場がないものですから販売のほうは今うまくいってないというお話を伺っておりますが、そういったところで生業とされておるといところでございます。

それから周知でございますが、これまでもこの粗飼料の対策はさせていただいております、畜産農家は把握しております、もし期限が近くなって申請がないところがございますら、こちらから確認をさせていただいて取りこぼしがないようにというところをさせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解できました、分かりました。周知のほうも徹底していただけないかと、ぜひよろしく願いいたします。

次に行きます。6款1項3目農業振興費、被災農業者営農支援事業になります。69ページです。

1、498万9千円はどのような内容か伺います。

2、被災した農業者の状況を伺います。

3、周知と手続方法について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 489万円の内容につきましては、豊島地内のイチゴ栽培農家の暖房機と炭酸ガス発生装置が水没により192万9千円の被害、それから作手白鳥地内のハウレンソウが浸水等により栽培できないことからパイプハウスの移転費用として780万円、作手清岳地内の夏秋トマト栽培施設の廃液タンクが浸水により地面より浮き上がりまして24万8千円の被害がございました。

以上3件の合計額997万7千円の2分の1でございます498万9千円について、被災農業者営農支援としまして補助するものでございます。

2点目の被災した農業者の状況でございますが、イチゴ栽培農家では、浸水により電気系統が漏電して冬場の栽培に必要な暖房機と安定的に単収や糖度を向上させるための炭酸ガス発生装置が使用不能ということになりました。

それからハウレンソウ栽培農家では、3段に分かれた施設用地がございまして、そのうち最下段の用地が増水によりハウレンソウの栽培に影響が出たと、浸水したことにより栽培に影響を受けたということから、営農継続のため、移転を計画をされる状況となっているということでございます。

それから夏秋トマト栽培農家では、浸水により養液栽培のココバックというものがございまして、その廃液タンクが地面から浮き上がりましてシステムが機能不全ということになっております。

それから周知と手続方法でございますが、この事業につきましては、本年9月29日に愛知県より開催されました説明会により初めて周知されまして、この要望の期限が10月25日と極めて短期間であったことから、市のホームページに掲載するとともに、防災行政無線による周知を行うなど、被害の調査、収集に努めました。

手続につきましては、要件としまして、農業用機械または農業用施設の耐用年数期間中は、共済等の保険に加入済み、または加入することが確実であること、被災前と同程度の状態への復旧に要する経費が確認できる見積書等と振込先の口座情報が記載されている通帳の写しを農業課に御提出いただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、カーランド陽子委員。

○カーランド陽子委員 では、6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、

69ページ、質問します。

1番目の経営環境が悪化した畜産農家を支援するとのことが交付要件ということで、おおむね理解したような気がします。

再質問からなんですけれども、悪化していない農家というのもしらっしゃるのか伺います。

2番、輸入乾牧草の購入費に対し、コロナ禍における上昇分の4分の1を上限に支給ということだが、十分か、お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 2点、御質疑いただきまして、1点目に再質疑ということで、経営農家で悪化していないという農家はあるかということですが、こちらが把握している上では、皆さん、先ほど申しました、いろいろな要因が重なっておりますので、悪化していないかどうかというのは把握しておりません。

それから2点目の輸入乾牧草に対して4分の1で十分かということですが、輸入粗飼料価格高騰対策につきましては、愛知県において9月末まで高騰分の2分の1を支援しているところでございまして、15日の新聞発表でもありましたが、追加補正予算を提出されるという状況でございます。現在も高騰が続いているということでございます。家畜には、毎日、餌を与える必要がありまして、これを削減することはできないということでございます。飼料に対する支援につきましては、畜産農家の営農継続の対策としまして十分効果があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 理解いたしました。

2番目なんですけど、先ほどの浅尾委員への答弁で肉の売上が下がっているというお話もあったような気がするんですけど、そちらの販売促進の手助けとかを市で行うような考えはあるんでしょうか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 市ではなくて市の職員のほうで、毎年、高騰対策として鳳来牛とか、そういったものの販売の手助けといったことをしております、今年もこの12月に取りまとめをさせていただくということを計画しております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では続きまして、6款2項1目農業土木費、中山間地域基盤整備推進事業、71ページの事業内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 中山間地域基盤整備推進事業につきましては、愛知県が今年度より創設をした補助制度でございます。これは、中山間地域において営農を継続するための生産基盤でございます農地の区画整理や用排水施設の整備を愛知県が行います農地環境整備事業の実施地区に対して補助を行うもので、事業区域内農地の担い手等への集積率に応じまして補助金を交付し、事業の実施に伴い生じます地元の費用負担の軽減を図るものでございます。

対象地区につきましては、頭首工、用水路、承水道の整備を行う野田地区及び用水路、暗渠排水の整備を行う菅沼地区の2地区でございまして、これらの地区に対しまして交付を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、69ページについては、先ほどの答弁でおおむね理解しております。

再質疑として伺いたいんですが、和牛が売上のほうが下がって、飼料が上がって大変苦しいというのはやはり声を聴くんですね。

新城市でも鳳来牛に力を入れているんですが、和牛の三河牛というのがありました、主に鳳来牛との差というのは、餌については問題ないんですけど、ここで言いたいのは、先ほどの販売のほうにも力を入れていただければ、粗飼料が少しでも苦しいところがあるんですけど、返礼品等の鳳来牛というのはいっぱい新城市でも力を入れているものですから、その辺りの力の入れ方というのはどうなんでしょうか、伺いたいです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、質疑にもう少し合わせて再質疑をお願いします。よろしいですか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、上昇分の4分の1を上限にしたというのは、新城市の農業を促進するのに少し少ないと思うんですね。確かに厳しいのはよく分かっているんですけど、もっと上昇分に対しての補助を出してほしかったものですから今言ったんですけど、そのような点についての予算の使い方なんですけど、今後も同じような状況が起きてくると思うんです。そのことについては、対策等は今回ここまででしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回、4分の1ということでございますが、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、愛知県が上昇分の2分の1を補填されるということでございます。また2分の1になってしまうと100%になってしまいますので、農家負担分の2分の1であります価格上昇分の4分の1を支援させていただいて、農家の畜産経営の継続を図っていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次の6款1項3目農業振興費、被災農業者営農支援事業については、69ページについては、浅尾委員の答弁がありましたので取り下げたいと思います。

では、次行きます。

6款2項1目農業土木費、中山間地基盤整備推進事業、71ページは、カーランド委員の答弁でおおむね理解しましたので取下げをお願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策事業について、山田委員、カーランド委員、浅尾委員も発言されましたので、それに関連させたいと思うのですが、ちょっと整理したいんですけれども、前回同様、愛知県から50%出ていて、新城から25%、合計で75%が粗飼料価格高騰分を補填するという形で出ていると思うんです。

山田委員の答弁の際に課長がおっしゃられたように、確かに100%を補助しちゃうたら何があっても市が全部補助しちゃうという形になっちゃうので、それは確かに平等ではないと思うんですけど、多分事業者の方はもらえるものはもらいたいですけれども、上がっているのは上がっている。だとしたら、やっぱり売りのほうが取れないといけないと思うんです。その辺は先ほどの流れの中で、売るほうのもちろん補助しなければ当然両方とも悪くなっちゃう、売るほうも悪くなる、仕入れも悪くなるでは、これは経営は悪化しますよねという形が今流れていると思うんですけれども、山田委員の質疑のとおりかもしれませんが、言っても75%、これを例えばもうちょっと上げようとか、そういった議論とかはないのか、100%まで行く必要は全くないと思います、私も。ただ、先ほど言ったように、だとしたら、それ以外の何か施策がないとやっぱり事業者きついのかなと思うんですけれども、ここの4分の1という数字に関しては、それに何か根拠があるのかでもいいですし、もしくは、例えばもうちょっと、こ

の4分の1という表現の仕方が難しいのかもしれませんが、何か一つ事業者の方々の補填になるようなものというものは、この予算の中にはないということだと思えるんですけども、どのような経緯でこういう形になっているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 市のほうの支援ということで、当然、農家の方は販売価格も低迷しております、生産コストを販売価格でカバーできないと逆に赤字というお話も聞きますので、その辺は何とかしたいところではございます。

ただ、やはり今回、粗飼料ということで、配合飼料等は国・県の補助等がございますし、あと燃料というと、なかなか事業と生活と分けにくいといったところもございます。市としてできることをいろいろ検討しまして、やはり皆さんにお話を伺うと、飼料の対策が一番やっぱり何とかしていただきたいといったところで、補助率をどうするかという話になりますが、愛知県が2分の1出していただいております、市のほうができる限り補助はしたいということでございますが、やはりここは農家負担分の半額というのが限度ではないかといったところで、今回、高騰分の4分の1ということで計画させていただいております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

7款になります。7款1項3目観光振興費、観光施設等維持管理事業になります。75ページ。

1点、桜淵公園照明灯やベンチの修繕料として103万7千円とのことですが、桜淵公園の再整備で行わなかったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 それでは、お答えさせていただきます。

これまで桜淵公園再整備事業では、右岸側のAゾーン、左岸側のBゾーンについて整備を行ってきております。

照明灯につきましては右岸側2か所になりますが、当時、全部で13基あるんですが、同時に更新は高額になるという理由から、損傷したら随時更新することと決めております。

また、ベンチにつきましては、市民からの情報提供があり、8月3日から使用禁止とさせていただきます。

桜淵公園再整備基本計画のCゾーン内に位置されておりますので、桜淵公園再整備事業では整備を行っておりません。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

たしか3億円ぐらいかけてAゾーン、Bゾーンの再整備を行ったと思うんです。今回、前のやつはA・Bゾーンしかやっていないので、Cゾーンで今回あったベンチをということと、あとは照明灯をということだと思いますが、まず市民からの、8月ですかね、ベンチのことでということで、どんな内容だったんでしょうか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 Cゾーン内に位置されている10基の座面が木でできたベンチになりますが、そちらがかなり腐食しているという情報をいただきましたので、それで今回、補正として上げさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この木でできたベンチ、Cゾーンのやつを交換ということですが、今度交換するときには1基大体どのぐらいベンチ

にお金をかけて、何基つくって、どういったもの、また木なのか、コンクリなのか、そこら辺の素材等が分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今計画しています素材につきましては、また同じような木材、杉で考えております。防腐処理をしたものを使うと思っております。

撤去分も含めて、やはり約60万円ぐらいかかるということ、10基ですと1基につきまして6万円程度ぐらいかかるのかなと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

最後に、この計画整備について予算がこういう形で観光課から上がったというところの経緯でちょっと聞きたいと思うんですけど、先日、委員会でもCゾーンのテニスコートを廃止するというので、教育委員会絡みであったんです。青年の家も廃止ということなんです。そういった教育関係のほうでは、テニスコートはお金がない、整備できないという形で廃止するんだけど、このCゾーンの、こういったベンチとかいったものは、こうやってお金が出てくるということで、縦割りの弊害があるんじゃないかなと思ったんですけど、そういったこのCゾーンに対しての予算配分が教育委員会ではない、でも観光課ではこういう形でベンチはあるというところはあるんじゃないかなとちょっと感じたんですけど、やっぱりそういった今回、予算計上を上げるときに縦割りではない形での、教育委員会も含めて、やっぱりCゾーンをどうするのか、観光課を含めてどうするのかという総合的な判断で話し合いが持たれ、こういった今回のベンチ修繕103万円ですけど出てきた、また、テニスコートもどうするのかという話し合いというのはされているのかどうか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今回、ベンチのある位置につきましてはCゾーン内でも観光課が所管をしている部分になりますので、そちらの修繕費については観光課のほうで考えております。

また、青年の家等に関しましては教育のほうで考えていただいておりますが、その後の跡地利用についてはまた観光課のほうで考えていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

私は3億円かけるのだったら、Cゾーンも含めて、テニスコートも含めて整備していただきたかったなと思うのですが、ベンチのことだけ、最後に聞きます。

10か所つくるということですが、このCゾーンは今、5か所だけあるのですが、これを倍にするという整備事業でいいですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 箇所数としては5か所になるのですが、1か所につき2基設置されておりますので、全てで10脚になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、カーランド陽子委員。

○カーランド陽子委員 では、7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業、75ページの修繕の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 お答えさせていただきます。

修繕につきましては、ヘアキャッチャー設備、薬品注入装置、防火扉の3設備になります。

1つ目、ヘアキャッチャー整備につきましては、9月のメンテナンス期間中に穴が開くおそれがあると業者より取替えの提案があり

ましたので計上させていただいております。

ヘアキャッチャーは浴場のろ過装置に設置されておりまして、髪の毛等を取り除く装置になります。穴が開いてしまうと、ろ過装置に異常を来すことから、今回、緊急に取替えを行うものであります。

また2つ目、薬品注入装置につきましては、9月頃から装置の不具合が発生しております。通常は自動運転で塩素濃度の調整を行っておりますが、不具合のため、現在は手で濃度の調整を行っております。そのため、機器の取替えの計上をしております。

薬品注入装置は菌の発生を防ぐための装置になりますので、こちらも緊急に取替えを行うものであります。

また3つ目、防火扉ですが、こちらは9月の消防設備の点検において防火扉が動かないことが分かりましたので、扉の取替えを行うものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カーランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 7款1項3目観光振興費、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業、75ページ。

この件については、先ほどのカーランド委員の答弁でおおむね理解しましたので、取下げをお願いします。

引き続いて、同じく7款1項3目観光振興費、鳳来寺山パークウェイ駐車場管理運営事業、77ページ。のり面の枯れ松等とありますが、伐採の本数と工程日数をお願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 本数と工程について、お答えさせていただきます。

枯れ松と、その周辺にあります雑木等も合わせまして、全てで50本程度を予定しております。

現地での工事日数としましては、6日程度

の予定であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これは主に車等に被害が及ばないように枝を払うとか、また木というのはどんどん大きくなるものですから、先を見て、ある程度何本か切るという内容でしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 駐車される車に影響があるということで木のほうの伐採と、やはり予防も含めたものも含まれております。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

10時20分まで休憩します。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、8款1項1目高規格道路対策費、豊橋新城スマートIC（仮称）整備事業になります。77ページ。

1点目、6,012万円の内容を伺います。

2点目、用地購入の交渉状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 林建設部副部長。

○林弘一建設部副部長 2点質疑いただきま

したので、順次お答えさせていただきます。

6,012万円の内容につきましては、内訳としまして、用地購入費として2,900万円、物件補償費として2,900万円、登記に要する委託料として212万円となっております。

続きまして、用地購入の交渉状況ですが、現時点では具体的な交渉を行っておりませんが、今月から順次行う予定であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

用地購入を含めて、今後、費用と、あと交渉に入るよという内容だったと思います。

その中でお聞きしたいことは、この用地購入に当たって今後やっていくよということだと思いますが、そこら辺は、これまでの経過の感触としてスムーズに行くのではないかなという見立てなのか、それぞれいろいろな困難なところがあるだろうという予測があるのか、そこら辺の状況というのが分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 林副部長。

○林弘一建設部副部長 用地交渉の対象者につきましては、用地買収と補償を含めて14名の方と交渉を予定しております。事前の説明会等でも交渉はおおむね良好であるという感触を得ております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

最後に、スケジュール感だけ教えてもらえればと思います。資料要求のほうをさせてもらって、この状況としては登記の業務委託のスケジュール感としては、この資料を見ますと、令和5年2月から大体、令和6年9月に完了していくのかなという点線があるという理解でいいのかなと思うのですが、そこら辺がいいかどうか、登記完了が来年9月頃には大体見通しを終えて次の段階に入るといような計画でいいのかな伺います。

○丸山隆弘委員長 林建設部副部長。

○林弘一建設部副部長 登記につきましては、来年の上半期終了予定を考えておりまして、これが終わりましたら、スマートインターの工事を来年度、下半期から入っていくように計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、最後スケジュール、この全ての事業の完成というのは大体いつ頃完成を予定しているということでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 林建設部副部長。

○林弘一建設部副部長 完成予定ですが、開通予定は令和8年度末の開通を目指して、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 8款1項2目高規格道路対策費、豊橋新城スマートインター（仮称）整備事業、77ページですが、今、浅尾委員の答弁にて、おおむね了解しましたので、取下げをお願いいたします。

2の用地取得の面積と主な地目をお願いします。

○丸山隆弘委員長 林建設部副部長。

○林弘一建設部副部長 用地取得の面積は、4千平方メートル程度を予定しております。

主な地目は農地となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款4項4目であります、社会教育施設費の関係であります。鳳来中央集会所管理運営事業、97ページ。

1点目、バッテリー、誘導灯修繕料増の経緯。

2点目、その概要について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 修繕料の増の経緯につきましては、業者による定期点検や管理人による日常点検等により不具合等について報告を受けたため、修繕を実施するものです。

修繕の概要につきましては、自家発電設備バッテリーについては、触媒栓の有効期限を迎えたため、取替え修繕を実施します。

誘導灯については、2階階段上と、アリーナ内に設置してあるものが老朽化したため取替え修繕を実施するもので、いずれも型式が古い機器であり、部品交換が困難なため、機器の更新を行うものです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 バッテリーを交換されるということだと思えます。そこで、今、難しい言葉を言われましたが、触媒栓についてはバッテリーのどういう部分についてるものなのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 触媒栓は、充電時に気化してしまうバッテリー液を還元するキャップになります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 俗に言う、通常我々が自動車とか、農機具に使っているバッテリーは、6層式になる前はロックのキャップがついていて、充電時には蓋を外すのが普通のバッテリー、それからもう一台のバッテリーはないというのがあるんですが、そういう意味なんですか、ちょっとそこがどうも理解ができないので。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 申し訳ありません、細かい構造までは私がちよっと認識していないんですけども、今回はバッテリー6ボルトのものが4個ありまして、その取替え修繕となります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いろいろなときにもお伺いして、お答えいただくのですが、よく分からないというのはあまり議会の委員会としてはふさわしくない答えだなと思います。やっぱりそういうことも準備をして、触媒栓というのは何ぞや、バッテリーの6ボルトと言いますと、あまり使われていないバッテリーなんです、実は。昔は原付バイクなんかは6ボルトだったんですが、そういうものかどうかちよっと分からないしということ、それから内容は詳細が分からなければということですが、またどこかで聞かれたときのためにも確認しておいてください。

そして、まず触媒栓が悪いから替えますよ、それから誘導灯の修繕をしますよということなんですが、バッテリーはそういうことで替えたとしてもいいとしても、誘導灯修繕料が増ということは、誘導灯の修繕を当初、依頼をしました、アリーナのところが切れているからだと思うのですが、しました。そしたら、もろもろの理由があるから増額をしなくてはいけませんよということで増額をしたと思うんですが、増額の理由については確認してみえるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 今回の修繕につきましては、定期的に行っております消防設備点検によって機器の不良を指摘されたものを増額するものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、修繕料というのは年間に幾らかという積算をされてみえて、それを上回ったから修繕料の増加をしたというこ

となのか、でも修繕料というのは修繕が発生しなくてはできないですよ、普通なら。修繕引当金という勘定科目があって、それを引き当てておいて、それは翌年度に想定をしないというのは企業会計の範疇なんです、そういうことなら分かるんですが、修繕料というのがもうどこかで確定したわけですよ。それがおかしかったから増えたという理解、表現なのかも分かりませんが、修繕料、これを誘導灯の修繕としておけばあまりあれはなかったと思うんですが、修繕料の増加ということですので、例えば修繕を100円でしますよといったところ、諸般の事情で部品等も調達するのに10円高くなったから110円くださいよという意味だという理解をしましたので、そういうことを聞いています。それはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 鳳来中央集会所につきましては、個別施設計画で維持という建物になっております。修繕等は事後修繕を基本としておりまして、当初の予算のときには、今回の修繕料を増額するものは見込んでおりませんでしたので、それで今回増額ということになります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 よく理解ができないわけですが、とにかく修繕料という項目はあっても金額は立ててなかったから、その分が増えたということだという解釈をまずはさせていただきます。

そこで、バッテリーと誘導灯の関係であります、それぞれ84万4千円の内訳はどうなっているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 内訳につきましては、バッテリー修繕料が30万8千円、誘導灯の取替え修繕が、アリーナ5か所が45万8,700円、2階階段の1か所が7万7千円になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 バッテリーを替えるということなのですが、先ほど6ボルトを4個と言われましたので30万円もするというのが常識では考えられないんですが、これはどういったものをつけて、どういう行動があって、どういうことかということを確認されて30万円がいいですよということであったのか、単純にアースを外して、それからプラス側を外してつける、6ボルトが直結で、並列で恐らくいつているのか、直列かは分かりませんが、ラインを外して付け替えるだけなら、本体、付け賃とも30万円というのはどうかと思うんですが、その見積りの精査はされたんですか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 今回の発電機は、エンジンの稼働時に必要な電源になります。バッテリーにつきましては4台分、1台が5万4,200円という見積りをいただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 一般の市民の方が確認された中で、バッテリー6ボルトが4台で、1台が5万4,200円するということであると、どうなのという理解をされるので、これも市民の方が説明を求められたときには、しっかりと答えられるようにしておいてください。そうでないと、あなた方は一体何を考えているのと、一般の市民の方が考えるのは、バッテリーと言うと、市内の量販店だとか、専門のところへ行って6ボルトのバッテリーを見ると、そんなに高くないんですよ。それから12ボルトの原付用のバッテリーでも5千円前後で全部買えるという世界ですので、そういうふうに思われてはいけないので、しっかりとした裏を持っておいてほしいということでもありますので、お願いしたいと思います。

次に、款項目が同じであります、海老構造改善センター管理事業の関係をお伺いしま

す。

1点目、ここも誘導灯の修繕が増えたよと、それから空調の設備改修工事費増に至った経緯。そして修繕工事の概要について、2点お伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 修繕料のうち誘導灯につきましては、業者による定期点検により設備の不具合等について報告を受けたため、修繕を実施するものです。

また、空調設備の工事請負費につきましては、管理人の日常点検及び業者による定期点検により不具合について報告を受けたことや、設備自体が老朽化しているため、修繕を実施するものです。

修繕工事の概要につきましては、誘導灯については正面玄関に設置しているものが老朽化したため、取替え修繕を実施するもので、型式が古い機器であり、部品交換が困難なため、機器の更新を行うものです。

空調設備についてはリモコンの不具合が生じていますが、型式が古く、リモコンのみの調達が困難なため、設備の更新を行うものです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 構造改善センター正面の誘導灯ということですが、これも先ほどと同じことになるのですが、誘導灯の修繕料は当初から見込んでいないけれども、点検だとか、そういう中で確認をされたので、その部分をここに補正として盛ったということだと思います。

それから空調設備の工事にも、これは点検をされて、どういった不具合がということで、今リモコンと言われましたが、リモコンが古いから使えないから替えるんですよということなんですが、まず誘導灯は139万7千円かかっていますので、予算が盛っていますので、誘導灯は幾らなのか、そしてリモコンは幾らなのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 誘導灯につきましては、7万7千円になります。

空調機のほうにつきましては、132万円になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 中央集会所は誘導灯を替えるのに45万8千円ほどかかっているということでありました。そして今回の海老は7万7千円、大分、差額があるんですが、その辺は同時期に補正が上がってきていますので、中央集会所の場合はこれだけかかるのだけど海老はなぜ7万7千円で済むのかな、電気屋が違うと言われれば、それまでなのですが、その点は確認されてみえるんですか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 鳳来中央集会所につきましては、アリーナの5か所のほか2階階段1か所の単価は7万7千円になっておりますので、中央集会所と海老とで大きな差があるということではございません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。一方が6か所であり、これは1か所であるという理解をしました。

そして、こっちのリモコンを替えるということなんですが、130万円の空調機のリモコンというと、空調機全体を変えたんですよ。リモコンも基盤を変えれば直る部分がかなりあるんです。そういうことは調整をされたか、内部で十分精査をされたものなのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 海老構造改善センターは、平成6年建築の建物です。この時期から稼働しているエアコンでして、今回リモコンの部品だけの調達ができないということで、全体を改修工事するというものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりましたが、あそこは天井カセットだったのかどうか、そして台数は何台だったのか。

○丸山隆弘委員長 村田生涯共育課長。

○村田方恵生涯共育課長 天井埋め込み式のエアコンになります。台数は1台になります。

○丸山隆弘委員長 引き続き、お願いします。

○山口洋一委員 では、10款5項4目をお願いします。学校給食施設整備事業であります。学校給食施設改築事業、資料が99ページをお願いします。

4点お伺いします。

1点目、既存の給食室の解体の内容。

2点目、仮受入室整備の概要。

3点目、仮受入室の使用期間及び費用、終了後の施設管理について。

4点目、受入室の整備計画をお願いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 それでは、4点いただきましたので、順にお答えします。

1点目の既存給食室の解体の内容につきましては、新城小学校の給食室を全て撤去し、その位置に新たな受入室を整備するものです。

2点目の仮受入室の整備の概要につきましては、仮受入室は、新城小学校の南校舎1階の教材などを格納しておる資料室を受入室へと改修いたします。

また、校舎間をつなぐ渡り廊下をコンテナを移動させる際、支障となります、いわゆる飛び石がありますので、こちらを撤去し、トラックからコンテナを降ろすためのプラットフォームを設置するものです。

3点目の仮受入室の使用期間及び使用後の施設管理につきましては、令和6年9月から令和7年12月までを仮受入室の使用期間として想定しております。受入室の完了後、仮受入室は学校の要望などを伺いながら対応していく予定です。

4点目の受入室の整備計画についてでござ

いますが、令和6年3月頃をめどに工事発注を行い、まず仮受入室の整備を完了させ、令和6年9月からの共同調理場の給食受入体制を整えます。その後、現在の給食室を解体する予定としております。

令和7年度に受入室の整備に着手する計画で、完了は令和7年12月頃をめどに準備を進めているところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まず、総額で4,900万円ほど予算が見積もってありますので、かなりの金額だと理解するわけではありますが、解体をされるということですから既存の給食室は全て解体する、解体する時期というのは工事が完了する令和6年9月以降だと理解しましたが、4,900万円のうちには解体費というのは見積もられていないと理解するんですが、それでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらの工事請負費4,549万1千円の中に、既存の給食室の解体費用も含まれております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 解体費は含まれているということで確認させていただきました。

次に、渡り廊下に飛び石があるので、それを撤去されるということなのですが、非常に歴史の長い学校でありますので、この飛び石というのが、ここ近年に設置されたものなのか、それ以前の開校当時から、そういうものがあつたのかということなのですが、その点は確認をされてみえますか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 飛び石の設置年度などにつきましては特には確認してございませんが、南校舎と北校舎をつなぐための渡り廊下となりますので、その間に設置されたものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お聞きしたのは、言いましたけれども、学校の長い歴史がある中で先人が、そういった意味で南・北校舎をつなぐためにつくられたものであるということならば、撤去はやむを得ないとしても、ちょっと外野が言っていますが、現物を見ているよ、どういふものか、それをお答えください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現場には行っておりますので、現物は確認しております。コンクリートで固められた渡り廊下の中にある工作物と認識しております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 最初から、そのように言っていただけはいいのですが、自身としては市内の小学校でもかなりの歴史がある中ですので、そういった理解をしました。ですので、こういうときには、説明していただくなら、せつかくでするのでコンクリート製の飛び石ですとおっしゃっていただければ理解させていただいたので、分かりました。

それから仮受入室をつくられました、令和7年12月まで使えますということは、供用開始をして1年と3か月ほど、まだこれを使うということなんです、新しい施設に本受入室はできるんですよ。分かりました。

そこで、後は学校の要望によるということなんです、それは学校現場との調整をされてみえたのか、例えば資料室を使うから、その代替えとして、そのまま使わせてもらいますよというようにするのか、将来展望はどうなってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほどお答えさせていただきましたように学校の要望と御説明いたしましたのは、現在の資料室を仮の受入室として使っていくこととなりますので、そのまま、今、中に入っているものをほかのところに学校の中で移していただくこととなり

ます。その後にもまた戻すかどうかを含めて、今度改修する部屋の仮の間仕切りも設置いたしますので、その状態のままでよいかどうかというところは、今後、学校と調整をしていくというところでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、仮受入室をつくる予算額は4,915万7千円の中に解体費を含んでみると言われたので、解体費を除いた部分が当然、仮受入室をつくる費用になるのであろうと理解しますので、幾らなんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど御説明いたしました4,549万1千円の中に解体費用並びに渡り廊下の改修費用、建具の改修費用などが含まれております。

ただ、こちらの金額は今後、入札に諮っていきますので、詳しい金額の御説明は差し控えさせていただければと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、オール込み込みでいくということなんですか。でも、4千数百万円を予算提示されたということは、それなりの押さえがあるんでしょう。契約をするから差し控えていくということなんだけど、それは分からないわけではないんですが、それをうちの資料として持っていますということなら別としますが、今のように言われると、4,900万円を見ましたけど、どうも諸般の事情で2千万円ほど高くなりましたので、補正の補正をして6,900万円にしますということにならないとも限らないように聞くんです。ですので、うちのデータとしてしっかりしたものを持ってるからとお答えいただければいいんですけど、いかがなものでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 手元資料としては、各項目の内訳資料として持っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款の質問をさせていただきます。

10款2項1目学校管理費、小学校管理事業、89ページになります。

1、主な内容を伺います。

2、プロパンガスの単価高騰による燃料費の増額とありますが、どのくらい上がっているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の主な内容につきましては、プロパンガス単価の高騰による燃料費の増額、消防設備の点検で指摘を受けた自動火災報知設備等の修繕、学校敷地内の高木となった樹木の伐採等業務委託、新城小学校の老朽化した旧用務員室、洗濯室など施設の取壊し等に係る工事及び工事監理です。

2点目の増額ですが、プロパンガスの単価につきましては、校舎内やプールなどで使用するプロパンガス料金と空調機用のプロパンガス料金があります。校舎内等で使用するプロパンガス料金は、その使用数量が50立米まで、100立米まで、200立米まで、300立米まで、それ以上の5段階に設定されており、各段階において1立米当たり20円の増額となっています。

また、ガス方式空調機用プロパンガスの料金は、使用数量1立米当たり30円の増額となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。プロパンガスが非常に高くなっているということの現状は分かりました。

1立米当たり20円の値上げということで、学校施設、中学校もそうだと思いますが、小学校は非常に大きいエリアを賄うということ

なので、それが集まっていけば大きい金額になるなと思っています。

こちらのほうはプロパンガスの値上げ分の増額というのは大体どのぐらいの算段の見積りというか、今回の増額分の金額になるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 増額の見積りとして、137万円程度を予定しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 固定費だけで137万円の値上げというか、予算プラスアルファの計上だということに理解いたしました。

こちらのほうは見通しなんですけど、やっぱり学校管理費、運営のこういったお金は、ガス、水道もそうですが、やっぱり今後、高止まりというか、上がっていくっていう分析というか、見通しなのか、下がっていくよというような見通しがあればうれしいんですけど、今の現状、やっぱり学校管理運営費というのは、こういった固定費を含めれば上がっていくというような認識なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 まだ高騰が続いていくのかなと考えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだやっぱり下がる気配がないということだと思います。

最後1点お聞きしますが、学校のそういった運営していくという中で固定費が値上がるという、特にガスとか電気になるんですが、そういったのはやっぱり市のお金から出さないといけないのかなとちょっと疑問があるんですが、国とか県からのこういった固定費について、ガス、電気ですね、そこら辺の補助金とか、そういったものは、今回、全国的にないのか、やっぱり今後は市で賄っていかないといけないのか、そういった補助金等支援策についての状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 現在のところ、そういったものは把握をしておりませんので、また、今後いろいろ情報を収集したいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。本当に義務教育ですから、やっぱりこういったものは国がしっかりちゃんと賄ってもらわないと、地方財政も本当に厳しいですから、国や県が責任を持ってやるべき事業ではないかなと思って、お伺いさせていただきました。

では、次の質問に入ります。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、99ページになります。

1点、4,915万7千円の主な内容を伺いますということですが、今、山口委員の質疑で分かったので、再質疑のほうからさせていただきますと思います。

こちらのほうは、給食センターの仮の受入室をつくるということだという認識をしておりますが、これは現給食室のところにつくるのではなくて、学校の資料室を約5千万円かけて仮の受入室をつくるという認識でいいのか、また間違ったら補足で教えてください、そういう意味でしょうか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回補正で出ささせていただきました内容でございますが、まず大きなものとして、現給食室の解体費用並びに仮受入室の工事費用、そして受入室の整備などに係る監理業務委託料として339万6千円、そして受入室整備に必要な申請手数料として27万円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 場所はどこにつくるんですか、仮の受入室というのは。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 仮受入室の場所につきましては、現在の新城小学校の南校舎の

1階に資料室というのがございます。そちらを中を改修しまして、仮の受入室といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そこに4,915万円分の工事費も入っているという理解でいいですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の認識のとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、この新城小学校の仮受入室を含めてであります、そちらの懸念点、懸念事項についてあるかと思いますが、説明してください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 仮受入室の懸念事項ということでございますが、なるべく懸念事項がないように、こちらの場所を選定しておりますが、あとはそちらの仮受入室から現在の配膳室まで少し距離がございますので、そちらのほうで日々運搬を配膳員がする際に若干、運搬距離が長くなるということが懸念事項かなと感じております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうすることで配膳室が遠いということで運搬距離が長いということだと思いますが、そちらのほうの配膳室までの運搬する方というのはどういう状況で、誰がやって、どういったもので運んでいくのか、そういった対策等はしているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 配膳業務につきましては、運営委託業者のほうでやってまいります。そちらで配膳員というものを配置されますので、配膳員がクラスワゴンに食缶を乗せて、小型昇降機、校舎にあるエレベーター前の配膳室まで運んで、そのエレベーターを

使って各フロアの部屋に移動させるという業務を全て配膳員が行います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 配膳員というのは、民間委託業者の方に全部責任持ってやってもらうという理解でいいですね。分かりました。

この仮の受入室は、今回5千万円余でつくるわけですけど、仮の施設のお金というのは、ここには入っていないということによろしかったですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 仮受入室の整備の費用も込みでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、これらをつくる時には、日影の許可申請とか、そういったものは特に要らないということでしょうか。もう既存の中にやるということなので、そこら辺の県の申請を含めて許可申請のほうはどういう整理なんですか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 そちらにつきましても、現在、日影許可の協議につきまして県と行っておる中で、それも含めて、お話をしているところでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回の展示室での解体の話だと思うのですが、そこでは特に日影の許可は要らないですよという質問なんです、そこはどうなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、通告の中身がこの工事の予算の主な理由になっておるんですけども、ちょっと広がりつつありますが、よろしいですか、もう少し。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 資料に入っているわけです。4,915万円のこの許可申請の日影の申請と書いてあって、それが今回、パーティションだ

とか、そういった中での受入室ということをやるという予算なものですから、そこは特にあるのか、ないのか、それとも、この日影の申請というのは今後つくっていく令和7年度の5月から始まる受入室の増築の工事のものが、この日影の許可の申請なのか、その整理です。

○丸山隆弘委員長 了解しました。手数料のところも含めてですね。

菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回の補正で計上させてもらっておる手数料につきましては、新たに整備をする給食室の日影許可申請の費用となります。したがって、仮受入室の日影許可申請等の費用は発生しないと認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、カーランド陽子委員。

○カーランド陽子委員 では、まず1つ目、10款2項1目学校管理費、小学校管理事業、89ページ。

工事の内容はということなんですが、先ほどの答弁で用務員室の取壊しなどというところで聞き取ったんですが、それ以外のところがまだあったのかなと思います。もう一度お願いしたいです。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 内容につきましては、先ほど御回答させていただきました用務員室の取壊しのほかに、給食室に隣接します洗濯室だとか、あと校舎南西側の飼育小屋の解体などです。

そのほかに、敷地境界確定の結果、設置位置の変更が生じたフェンスの撤去・新設、フェンスの撤去の際、支障となる樹木の伐採工事などが主な内容です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 それをすることに
至った経緯をお願いします。
○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。
○原田俊介教育総務課長 建物が老朽化して
使用されていない施設であるということと、
先ほどの給食室の解体に合わせた工事を行う
ことで、学校にも負担がかからない、経費的
にも多少削減できるということで今回行うこ
ととしております。
○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 そうすると、給食
室の受入施設をつくるための取壊しというこ
とではなくて、ついでにやっちゃうという感
じですか。
○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。
○原田俊介教育総務課長 そのためにという
面もありますし、それに合わせて行うという
面もございます。
○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 そうしますと、今
の給食室の位置だけでなく、仮の施設にま
で及ぶ、隣接していると思うんですけど、範
囲が及ぶということなのか教えてください。
○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。
○原田俊介教育総務課長 すみません、ちょ
っと質問の意図がうまく読み取れなかったの
で再度お願いできますか。
○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 それを取り壊すとい
うのは、先ほど受入施設をつくるためのとい
うのも一部あるということだったんですけれ
ども、それというのは工事のために例えば機
材を置いたりするのに使いたいということな
のか、それとも受入施設とか、給食室の可能
な面積がそれによって広がるというか、受入
施設の場所がそっちにも及ぶのか、そういっ
たことをお願いします。
○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。
○原田俊介教育総務課長 そういった影響が

及ぶというわけではないです。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 次の質問に入らせ
ていただきます。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給
食施設改築事業、99ページで、1番、受入施
設の増ということは何がどう増えたのか、こ
れは理解いたしました。再質疑ということで、
増ということで増えたということなんです
が、増えたというのは、当初、事業費とし
て39億2千万円ということだったんですが、
そこからさらに増えたということでよかつた
でしょうか。

2番、一般財源を使用する理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。
○菅野裕也学校給食課長 2点いただきました
ので、お答えします。

受入施設の増、工事監理委託の増についま
しては、これまでが新城小学校以外の施設改
築事業費ということで計上させてもらって
おりました。今回の増という表記でございま
すが、今回は新城小学校の受入室の整備費用
を新たに追加するものでございます。今、委員
おっしゃられた39億2千万円の中に、こちら
の新城小学校の費用も含んで算出しておりま
す。

2点目の一般財源を使用する理由についま
しては、学校施設環境改善交付金などといっ
た国の補助金の対象とならないことから、一
般財源で対応しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。
○カークランド陽子委員 もともとの見込み
に入っていたということなんです。そうす
ると計画当初から仮受入施設をつくる予定に
なっていたということによろしかったでしょ
うか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。
○菅野裕也学校給食課長 すみません、当時

の積算の細かいところまで思い出せないんですけれども、当時は各給食室の概算の概算の工事費用を積み上げて数字として取りまとめたと記憶しております。ですので、仮の受入室の部分は、当時は仮という部分で進めるといふ方針がまだ出ていなかったように記憶しておりますので、この仮の部分は含まれていないと推測します。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 分かりました。

先ほどの山口委員の質問とちょっと重なるかもしれないんですが、この約5千万円の中に解体費も含まれて、仮受入施設の整備も含まれているということなんです、この仮受入施設というのは本来でしたら必要がないんですけれども、ちょっと無駄になる、捨て金なのかなというような感じがしてしまうんですけれども、これというのは大体この中の何割ぐらいとか、そういうことは分かりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらの仮受入室は、確かに委員がおっしゃられるように、ある期間をもって使用はしなくなります。ですので、暫定の措置ということになります。

そちらの割合、今の工事費の占める割合ということになりますと、ちょっとお待ちください。大体10%ぐらいです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款5項4目学校給食施設整備、学校給食施設改築事業、99ページです。

先ほどの山口委員、浅尾委員、カークランド委員の中で該当しない部分について伺いたいと思います。ここで言いますと、3、4、5、7です。

工事に当たって通学路の安全対策は。

次が工事に当たって授業への影響は。

次が国の学校施設環境改善交付金では、新増築で2分の1、改築で3分の1が補助対象となるが、今回、一般財源4,915万7千円としている理由は。

それと、(7)仮受入室の冷蔵庫などは備品に含まれるか。以上です。お願いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 それでは、4点お答えさせていただきます。

まず、3番目の工事に当たっての通学路の安全対策でございます。

通学時間帯には工事車両の進入を不可として、交通誘導員を配置いたします。また、工事エリアには児童・生徒が誤って侵入しないようバリケードを設けるなどして、安全対策には十分配慮して工事を進めてまいります。

4番目の工事に当たっての授業への影響でございますが、学校、施工業者、監理者、学校給食課の4者で行う定例会議におきまして学校スケジュールを確認し、学校運営に支障が出ないよう、極力、工事工程を組み合わせながら工事を進めてまいります。

5番目の国の環境改善交付金につきましては、今回の事業は該当しないこととなっておりますので、一般財源で対応するものです。

7番目の仮受入室の冷蔵庫など備品は含まれるかということに関しましては、今回の工事では、令和3年度に実施いたしました小・中学校厨房機器等点検業務の結果、更新対象の判定が出ました牛乳保冷庫については更新いたします。しかし、そのほかの備品については、現在使用中のものを給食室から移設して使用することとしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 安全対策が1番だと思っておりますけど、夏休みとか春休みのときも安全対策をしておられるということなんです、主

に授業のないときが工事期間になるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 授業のないときのみで工事というのはなかなかできにくいものですから、その辺で学校の例えばイベントの運動会ですとか、授業参観ですとか、音が出るようなときで支障がある場合については工事のタイミングをずらすというようなことを先ほど申し上げた定例会議で、都度、話し合っていて進めていく予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 主に今の市役所の横の狭い通りが工事車両が出入りするの、違うところから入るのか、その辺りが特に狭いですから、大きな車両も通られると思いますけど、同じように安全対策はされているということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 どちらの侵入経路につきましても道路は狭いとは認識しております。したがって、工事の発注時期には、仕様書の中において、そういった面につきまして、しっかり注意するようということを示して発注する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 一般市民に仮の施設にこんなにお金がかかるというのは、やっぱり驚く方が多いんですね。当然、僕は学校施設の環境改善交付金が使えらると思っていたんですけど、(5)が使えないということで、これが使えないというのはどうも説明がよく分からなかったんですけど、一般財源で持っていくしかないという認識でしょうか。その理由をちょっとよく分からなかったんですけど、再度お願いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらにつきまし

ては、県の事務所にも確認して受入室について補助金等が該当するかどうか、有無の確認したところ、今進めております共同調理場の本体につきましては改善交付金はいただけるとなっておりますが、受入室のほうにつきましては該当しないという回答を得ておりますので、一般財源で対応させていただくことになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 給食本体工事と関連していると私は思っていたものですから、本体工事が令和7年12月ですね、これが学校の施設の環境改善とは県のほうは理解してもらえなかったということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 相談しましたが、交付の条件には当たらないと判断されたというところがございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、それだとちょっと困るんじゃないかと僕は思うんですけど、何でもかんでもあるから追加、追加の給食センターで、この金額が入っているとは言っているんですが、工事がちゃんと進むかどうかもちよっと疑問な点があります。

なぜかと言うと、先日、一般質問のときに聞いたんですが、急な対応ができないから東陽小学校では、お子さんたちを鳳来中学まで毎日運ぶとか、千郷中学校では、小学校でできたものをその都度、玄関まで運んで、1階から4階まで運ぶというんですね。教育長は、その辺も考えていたかなと僕は思うんですけど、1階から4階まで給食の担当の女の子が重い荷物を上げていって、それで仕方ないという理解がしてほしいと、お母さんたちからも苦情が来ていると思うんですね。ですから、この学校給食に関しては、私は当初から問題があるかと思っていたんですが、今回もこの4,900万円も一般財源から出して仮

受をつくるなんて、ほかの方法がなかったのかと非常に疑問なんですよね。千郷中学校では、手積み、手降ろしでやっているということで、なら、いっそのこと千郷と同じやり方で手積み、手降ろしでずっとやっていて、令和7年12月までに、こんな4千万円も使わなくても受けてくれるところはあると思うんですけど、後からこんなにお金がかかるようなことについて前もって検討はなかったんでしょうか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 工事費の4,549万1千円の中には、既存の給食室の費用も含まれております。したがって、改修の部分に係る費用よりも、どちらかというと既存の給食室の解体費用のほうが多くなっている状況でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

第2表継続費補正の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、継続費補正について伺います。追加です。鳳来総合支所周辺整備事業、6ページです。

総額2億4,442万円の内容と事業の進捗状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 内容でございますが、旧鳳来総合支所、それから開発センター、旧総合庁舎、その他敷地内にあります倉庫を解体撤去しまして更地にするための工事請負費と、その監理委託料になります。

次に、事業の進捗状況でございますが、こ

れらの建物内にありました机、椅子をはじめとします残置物を撤去しているということでございます。また、敷地につきましては合筆作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

2億4千万円余の費用内容というのは、解体、いろいろな敷地内の倉庫だとか、開発センター本体も含めて解体費、更地にするお金ということで理解していいでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 メインになりますのが、アスベストの除却、それから本体部分の解体工事で更地という流れになるんですけども、更地にするにしましても形状があのままではちょっとあまりよろしくないということもありますので、外構工事も含めまして、この中でやるということで計画しているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 更地にするにも、いろいろな外構だとかをきれいに整えるお金も全部込み込みの費用だということで理解いたしました。

あと、この事業が完了するというのは、資料要求で見させてもらいましたけど、それと言うと令和7年8月にはもう取壊し完了というスケジュール感でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 委員が言われたとおり、今現在の計画では、そのとおりに進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。そうい

う計画で進捗をしていくよということで理解いたしました。最後1点お聞きします。

こういう形で更地にして、令和7年8月には取壊しが完了するというスケジュールの中で、今後のここでの更地にした跡地利用というのは進んでいるのか、また、この後どういうふうな利活用をしてるよ、というのが現在分かっている状況があるんだったら教えていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。質疑から外れておると思えますので、よろしくお願ひします。跡地利用については入っておりませんので。

長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 解体が終わった後の計画というところでございますけれども、この跡地の活用につきましては委員会を設けまして、昨年度、約1年かけて検討してきたところでございます。そうした中で、委員のほうから、あそこには生鮮食料品を扱う、特に魚を扱うお店を誘致していただきたい、という思いがありましたということですので、我々としましては、そういった市民の声を聴いて、これから解体事業の間も含めながら、こういった形で誘致ができるのかといった方法をこれから模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、山田辰也委員。

○山田辰也委員 第2表継続費補正追加、鳳来総合支所周辺整備事業、6ページ。事業内容及び財源の内訳をお願いします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 事業内容についてですが、旧鳳来総合支所、開発センター、それから旧総合庁舎、その他敷地内にあります倉庫を解体撤去して、更地にするた

めの工事請負費と、その監理委託料になります。

続いて、財源の内訳でございますが、一般財源となります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの浅尾委員の質疑の中で大分、分かってきたのですが、この事業について、先ほど魚のお店とか、何か必要なものをつくってほしいと地域の声もあると思うのですね。ここの周辺の工事とかの点で、先ほどアスベストとか、そういう話もあったのですが、周辺の地域の方には説明はもう既に始まっておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 その点につきましては、議会のほうで予算を認めていただきましたら、周辺の関係する家の方々に挨拶と、こういった工事をやらせていただきますということは周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 周辺整備事業は、まず更地にするのが第一なんです。財政健全化で青年の家とかをいろいろ壊すというのも多くの市民の方は理解しておると思えます。やはり古くなったものは仕方ないんですが、一番整備していく上で、県のほうでも言っているかと思うんですけど、跡地とか、その件については、今後とも十分な地域の意見とか、そういうものは反映していただきたいということで、先ほど委員会とか、そういうのが現在あるという話なんです。それはもう既にスタートしておいて、地域医療のことについてはやっていると。今後ともよろしくお願ひいたします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第2表継続費補正の質疑を終了します。

第3表繰越明許費補正の質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第3表、6ページ、繰越明許費補正追加、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業の繰越補正の内容と理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 繰越の内容につきましては、防火扉の修繕になります。防火扉につきましては、現地に合わせて扉を製作することから、発注後、年度内に完了する見込みが立たないため、繰越明許費として計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第3表繰越明許費補正の質疑を終了します。

第4表債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第4表、7ページ、債務負担行為補正追加、2つ伺います。

1点目、予防接種事故賠償保険料、健診等保険事業賠償責任保険料の補正の理由は、

2番、外国語指導業務委託料の補正の理由は、以上です。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 (1)の保険料の補正の理由ですが、この保険の保険期間は、毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間となっております、保険の加入

には、保険期間開始前までに手続が必要であるため、債務負担行為補正に追加をしたものです。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 (2)について、お答えします。

小・中学校において、新年度当初からスムーズに外国語指導であるALTの授業を始めるには、今年度中、2月初旬には業者の選定をしておく必要がありますので、これまでも、この時期に債務負担行為の補正をさせていただき、外国語指導業務委託料として追加させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第4表債務負担行為補正の質疑を終了します。

以上で、第205号議案の質疑を終了します。これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算(第10号)について、反対の立場で討論に参加させていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

私がこの予算案に反対せざるを得ない理由は、第一に、学校給食共同調理場建設事業に関わる学校給食施設改築事業の費用が入っているからであります。今回でも仮受入施設解体費などを含めて約5千万円、4,915万7千円が含まれているということであります。去る令和4年11月22日に市民団体の皆さんが、市が進めるこの学校給食センター化に対して、現行の自校方式の存続を求める署名が

5,738筆、下江市長に提出している状況があります。

こういった中で、市の状況については、公文書の紛失、基本設計と愛知県の土地があった問題、そういった市当局の責任説明が問われている問題が置き去りになったままであります。

今回、仮の新城小学校の受入施設がまた短期で終わってしまう、そういった仮施設に5千万円も全て一般財源で使い終えて、この機能が終わったら要らなくなるという予算になってしまいます。こういった中では本当にもったいないと思いますし、また、今回の一般質問でも新たに明らかになったのは、受入工事の計画の見込みの甘さから、学校給食の提供が不可能になるという学校が出てしまっていることであります。

一端だけを言いますと、東陽小学校は、職員、児童数120名がバス4台に乗車し、10分先にある鳳来中学校まで御飯を食べに行く、また10分かけて帰ってくる、このために授業を45分から40分に変更し、対応せざるを得なかったといった状況。市と教育委員会が強引に進めた、ずさんな給食センター化で、本来なら子どもたちの学びの時間が削られるということはおかしいと思います。

また、子どもを乗せたバスが事故を起こしたならば、新城市はどのような責任をとるのでしょうか。千郷中学校も同じであります。そもそもこんなに生徒や保護者にも迷惑をかける事業はおかしいと思います。新城市教育委員会、また先生にも迷惑をかけているということでもあります。

計画段階から不祥事が始まり、計画が一転、二転、三転とし、先生、生徒、保護者に迷惑をかけている状況がある中では、一旦、事業の中止、見直しをして、この先生や保護者、生徒が不安、心配事、これらが解消されるまで、計画の見直し、一旦中止をして問題、課題の整理をするべきだと思い、反対といたし

ます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）に賛成の立場で討論します。

討論がありました学校給食施設改築事業につきましても、共同調理場から給食を受け入れるための老朽化の進む新城小学校の既存の給食室を解体し、整備完了までの間の給食の仮受入室の整備に充てられるもので、解体工事に当たるにあつては、通学路の安全と、それから学校運営への影響も考慮し、受入施設として設置されるということで理解いたします。

また、今回の予算につきましても、一般財源で賄われるものでございますけれども、これにつきましても、環境改善交付金対象外となることから行われるものでありますけれども、仮受入施設の5千万円余の措置につきましても、どうしても必要になってくるものであるという認識を持っております。

また、この第205号議案の補正予算（第10号）にありましては、豊橋新城スマートインターの整備事業、また経営が悪化した畜産農家を支援する事業、またクリーンセンター等の整備事業など、私たち市民の生活をしっかりと維持していく、守っていくために必要な予算措置であると考え、令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）に賛成をし、討論とします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 第205号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第10号）について、反対の立場で討論いたします。

本予算については、確かに必要なものはあります。もともと学校給食の改善は、こうい

うようなことからスタートしたんですが、その都度、大変なお金を使っているんです。それで、こういうお金を少しでも節約するべきだというのが市には見えてこないんですね。今回のふるさと納税でもそうなんですが、鳳来牛とか、新城の畜産農家を助けるような肉を販売したりするような力をもっとつけてはいけないんですが、その努力が見えてきておりません。畜産農家は、このような状態では若者が続ける力がなくなってしまう、こういうふうに私は考えております。

こういう給食が大変いいという宣伝をしながら、蓋を開けてみたら、先ほど浅尾委員が言っていましたように子どもが鳳来中学までバスで毎日行くと、千郷中学にとっては運んできた給食を担当の子が4階まで運んでいくと、このような不手際というのは当初から想像がついていたはずです。こういうことをしっかり市長ともども考えてこなかった、この予算に対しては私はどうにも理解できません。

以上、反対です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第205号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第205号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第206号議案 令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第206号議案、歳出2款1項1目一般被保険者療養給付費支給事業給付費、13ページ。

療養給付費の支払い増加の理由は、お願いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 支払い増加の理由としましては、動脈硬化や狭心症などの循環器系の疾患、がんなどの新生物系、腎不全などの内分泌系の疾患が増加したことにより、増加の要因と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 いろいろ循環器とか、がんとか、腎不全増加、疾患の増加ということなんですが、この要因として何か考え得ることというのはあるのでしょうか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 増加した理由というのは、国民健康保険の加入者については高齢者が多くて、それに対して慢性疾患があるとか、あと日々の医学の進歩によって検査方法等が高度化になっておりますので、それで増えたと考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、ちょっと確認不足で申し訳ないんですが、高齢者増加と医学の進歩ということで、毎年このような増加の傾向にあるということによろしかったですか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 年々、被保険者のほうも減少してきておりまして、1人当たりの医療費のほうが増加しております。昨年度同時期と比べますと、昨年度が1人当たりの医療費のほうで16万8千円ぐらい、令和5年度になりますと18万1千円、年々増えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 続きまして、2款1項1目一般被保険者高額療養費支給事業給付費、13ページ。

高額医療費の支払増加の理由は、お願いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 こちらの増加の理由につきましても、療養給付費と同様に、循環器系、新生物、内分泌系が増加していることが支払い増加の要因と考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、先ほどと同じ質問ですが、こちらも増加の原因で考え得る理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 そのほかに、全体の伸びもありますけど、費用額、病気にかかる額が1千万円になるという方もいますので、個々の状況によって医療費が増額するというのも要因となっております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

以上で、第206号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第206号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第206号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後0時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、第207号議案 令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第207号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第207号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第208号議案 令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第208号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第208議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第209号議案 令和5年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第209号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第209議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第210号議案 令和5年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第210号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第210議案は原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

次に、第222号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。

3款1項1目で住民の非課税世帯に対する支援給付金ですが、主な内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の内容ですが、物価高騰の負担感が特に大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯に対し、1世帯7万円の支援給付金を支給するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

支給するのはプッシュ型という形もあるんですが、この2番の申請書型の方々というのは所得の急変世帯の方なのか、そういったプッシュ型ではあふれてしまうというような方がいるのかどうか、そういった方がいれば、周知だとか、こういった取りこぼしが無いような手配をしているのか、そこら辺の対応策を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 後藤福祉課長。

○後藤美紀福祉課長 手続につきましては、前回基準日の令和5年6月1日の世帯状況と今回の基準日、令和5年12月1日の世帯状況に変化がない世帯にはプッシュ式ではがきを送付し、特に回答がなければ前回と同じ口座に支給をします。それ以外の方については、確認書または申請書を送付し、回答をいただいた世帯に対し、必要事項を確認の上、給付金を支給していく流れを考えております。

周知方法につきましては、市のホームページ

ジや広報ほのか、市の公式LINE等で広く周知していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 前回もこういった形で対応しているということで、ぜひそういう取りこぼしがないような形で周知等もしっかりやっていただきたいと思っております。

あと、次の質問なんですけど、3款1項1目の小規模保育に対する給食費の軽減の支援策について伺いたいと思います。

こちらの主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 こちらのつきましては、小規模保育事業所、うちには2事業所ございますが、その事業所の子どもたち1人当たり100円の補助金を出すものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これは、給食費等の物価高騰を受けての児童に対してという形でやられるものだなと理解いたしました。

うちでは2事業者に当たるということですが、こちらのほうは交付金等は県とか国からの予算で賄われるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 先ほどのお答えですが、1人1食100円の補助でございます。この財源につきましては、県が3分の2で、残りの3分の1の一部、一般財源であります。そのほかはコロナの交付金を使っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらのほうというのは1食100円というくりなんですが、主食と副食というのがあるかと思うんですが、そちらの区分けというのが実際細かくあるのかどうなのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 一応、県の試算でございますが、主食とおかずと副食を含めまして、1か月7,500円という計算で試算しております。それを25日で割って、1食、主食も副食も含めて300円という計算でやっております。あとは消費者物価指数を30%ちょっとを見込んでおりますので、300円掛ける30%で100円ということで計算をしておるようです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

たしか記憶にあればと思うんですが、新城のこども園については、副食等については市が補助してのことはやったと思うんですが、こちらの2事業については、そういった副食、主食等も関係なくというか、そういった試算の全体的なところでの補助という理解でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 あくまで全体的なもので試算しております。今100円の物価高分ということで算出したものです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

最後にしますが、対象人数というか、何食分とか、そういった細かなところの数が分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 1園の定員が12人、もう1園の定員が10人でございます。22人の定員に対しまして、うちでは1か月21日分の6か月分でございます。トータルしますと2,772食分の計上をしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第222号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第222号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書、委員長報告の作成につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後0時11分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘